

大都市税財政制度調査特別委員会資料

「平成31年度 県の予算編成に対する要望」について

資料1

平成31年度 県の予算編成に対する要望の概要

資料2

平成31年度 県の予算編成に対する要望書

平成30年11月15日

財 政 局

平成31年度 県の予算編成に対する要望の概要

1 要望の方法、時期

- 市長が知事に対して要望
県の予算編成時期を踏まえて、12月中旬に実施
- 多摩川会を通じて、市内選出県議会議員が知事に対して要望
- 予算要求の時期をとらえて、各局から県の所管部署へ要望

2 平成31年度要望事項

- ・「安心のふるさとづくり」 12項目（うち新規2項目）
・「力強い産業都市づくり」 3項目（昨年度と同様）
計 15項目
- 喫緊の課題として、特別支援学校の受入れ枠の拡充や拠点地区等の整備
について要望

平成 3 1 年度

県の予算編成に対する要望書

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、平成29年4月に人口が150万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、本年度から「川崎市総合計画」の第2期実施計画期間となり、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

県におかれましても、大変厳しい財政状況にあることは承知いたしておりますが、事業の実施に支障を生じさせないためには、県・市それぞれの責務を踏まえた取組が是非とも必要でございます。ここに掲げました要望事項は、それらを厳選したものですので、趣旨を御理解の上、平成31年度の県予算編成にあたりまして、特段の御配慮をされますようお願い申し上げます。

平成30年10月

川崎市長 **福田紀彦**

要 望 事 項

○安心のふるさとづくり

県単独補助事業における補助基準の格差是正等について・・・・・・・・・・	1
川崎市内における県有施設等の活用等について・・・・・・・・・・	3
神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金について・・・・・・・・・・	5
新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について・・・・・・・・	7
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について・・・・・・・・	9
住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・・・・・・・・	11
地籍調査事業の推進について・・・・・・・・・・	13
五反田川放水路整備事業について・・・・・・・・・・	15
河川管理施設の老朽化等対策の推進について・・・・・・・・・・	17
消防ヘリコプターに係る財政措置について・・・・・・・・・・	19
特別支援学校志望者の受入れ枠の拡充及び施設等の老朽化対策について・・・	21
学費補助金及び緊急支援補助金の拡充について・・・・・・・・・・	23

○力強い産業都市づくり

キングスカイフロント等の拠点形成を推進する羽田連絡道路と 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道357号の整備について ・・・・・・・・・・	25
広域鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・・・	27
拠点地区等の整備について・・・・・・・・・・	29

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

■ 要望事項

- 1 補助率等の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案の上、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むこと。
- 2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うこと。

■ 要望の背景

- 県単独補助事業の中に、指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、県内での租税負担の公平性が損なわれております。
- 指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財政措置はなされていません。
- 平成28年3月に策定された県の「中期財政見直し」によると、既存施策・事業の見直しによる「スクラップ・アンド・ビルド」方式を更に徹底することとされております。
仮に県単独補助金が一時凍結又は廃止された場合、本市の財政は圧迫され、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	【 補 助 率 】 指定都市 1/3 一般市 1/2	【 補 助 率 】 指定都市 1/2 一般市 1/2
小児医療費助成事業補助金	【 補 助 率 】 指定都市 1/4 一般市 1/3	【 補 助 率 】 指定都市 1/2 一般市 1/2
重度障害者医療費給付補助事業補助金	【 補 助 率 】 指定都市 1/3 一般市 1/2	【 補 助 率 】 指定都市 100% 一般市 100%
外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金	【 補 助 率 】 指定都市 対象外 一般市 1/2	【 補 助 率 】 指定都市 対象外 一般市 1/2

【本市の主な県単独補助金】

(単位：億円)

補助金名称	H29 当初予算	H29 決算
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	1.5	1.5
小児医療費助成事業補助金	6.3	5.9
重度障害者医療費給付補助事業補助金	5.8	6.0
神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金	0.5	0.2

※国の基金事業によるものや1千万円未満のものを除く。

この要望文の担当課／財政局財政部資金課 TEL. 044-200-2183

川崎市内における県有施設等の活用等について

■ 要望事項

- 1 県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、地域の実情や意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、特別養護老人ホームや保育所などの社会福祉施設等の整備を促進するため、県有地の貸付や売却の際の要件緩和及び減額をすること。
- 2 右の表の施設については、現状、背景等を踏まえ、配慮すること。

■ 要望の背景

- 県の緊急財政対策の取組により、県有施設の見直しのロードマップが示された後、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされておりますが、見直しの検討にあたっては、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。

また、緊急財政対策の対象となっていない県有施設や土地についても、利用形態に変更が生じる場合においては、同様の対応が必要と考えます。

- 高齢化の進展や児童数の増加に伴い、特別養護老人ホームや保育所、障害者通所施設等の社会的需要は高まっており、住民への福祉サービス充実のため、引き続き施設整備が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっているため、県有地貸付制度における貸付料の減額や、売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額などにより、県有地を社会福祉施設等の整備に活用することが求められております。

なお、国有地については、介護施設において貸付料減額の優遇措置がされており、九都県市首脳会議においては、保育所や障害者通所施設等の施設整備についても、同様の優遇措置を適用するよう、県・本市を含む九都県市連名で国に対して要望しております。

■ 施設の現状、背景等を踏まえた要望

	施設の名称等	現状、背景等を踏まえた要望
県有地貸付制度利用	1 (1) 境町フェニックス (特別養護老人ホーム) (2) 境町パイナップル保育園 ※旧川崎職業技術校京浜分校跡地 2 らいらっく幸保育園 ※旧幸警察署塚越公舎跡地	左記施設については、県有地貸付制度を利用し、事業用定期借地権設定契約を締結しているが、当該施設や、今後県有地貸付制度を利用した場合の貸付料の減額について、特段の配慮をお願いしたい。
跡地利用	かわさき健康づくりセンター (旧サンライフ川崎跡地) (1) 所在地 川崎区渡田新町 3-1-1 外 (2) 敷地面積 5,227.0 m ²	敷地については、覚書に基づき、無償貸付を継続していただきたい。

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金について

■ 要望事項

本補助金のうち、地域防犯カメラ設置事業に係る補助金については、地域からの要請も多く、県の地域防犯力の向上に資するものであることから、引き続き、必要な財政措置を講ずること。

■ 要望の背景

- 防犯カメラ設置補助については、平成27年度までは神奈川県の単独事業として実施されていましたが、地域防犯力向上のため、事業を拡大し、平成28年度から県・市協調による補助制度が創設されました。
- 当該補助制度に対する地域からの要請は大きく、地域の補助申請数に整備が追いついていない状況にあります（平成28年度：申請185台 補助交付26台、平成29年度：申請220台 補助交付60台）。
- 当該補助制度については、平成30年度中に当初の設置目標（県内800台）に到達する見込みではありますが、地域防犯力の向上に大きく資する制度でもあるため、制度の継続を求めます。

■ 要望額

- 平成31年度事業費 17,496千円（県費9,720千円）

■ 効果等

- 防犯カメラの設置は、犯罪容疑者の逮捕への貢献はもとより、犯罪の抑止力として、地域防犯力の向上に繋がるものと期待されます。

■ 現行の補助制度

- 補助上限額 1台あたり324,000円
 ※神奈川県の基礎額360,000円に補助率9/10を乗じた額
- 補助率9/10の内訳
 - ・神奈川県5/10（180,000円）
 - ・川崎市4/10（144,000円）



■ 申請状況に対する充足率

	申請台数	補助交付台数	充足率
平成28年度	185台	26台	14%
平成29年度	220台	60台	27%

この要望文の担当課/市民文化局地域安全推進課 TEL.044-200-2284

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について

■ 要望事項

- 1 帰国者・接触者外来設置協力医療機関 11 施設のうち、未整備の医療機関への補助と、人工呼吸器等以外の医療資器材についても積極的な配備をすること。
- 2 今後は、補助対象を広げ、重症患者を入院させ対応することができる医療機関も補助の対象とすること。

■ 要望の背景

- 国は新型インフルエンザ等発生時の医療体制整備のため、保健衛生施設等施設・設備整備費補助金において、都道府県を交付対象とする補助制度を設けています。
- 神奈川県においては、当該補助制度を活用して、市内の帰国者・接触者外来設置協力医療機関へ、平成 26 年度から平成 30 年度の間に 9 医療機関に対して人工呼吸器 12 台、簡易陰圧装置 2 台の配備を決定しております。
- 本市においては、現在、帰国者・接触者外来設置協力医療機関は 11 施設あることから、当該補助制度を活用し新型インフルエンザ等患者の外来・入院治療に必要な医療資器材の整備に対する必要な支援を、引き続き実施するよう要望します。
- また、重症患者を入院させ診療する医療機関に対しても、新たに当該補助制度を活用し医療機関が必要とする医療資器材の整備を支援されるよう要望します。

■ 効果等

県からの医療資器材の整備支援により、市内の医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の初期診療から入院までの医療体制が強化され、まん延に伴う市民の健康被害の低減化を図ることができます。

○ 新型インフルエンザ等関係国庫補助金概要（保健衛生施設等設備整備費補助金）

	補助内容	補助率	補助先	実施状況
1 新型インフルエンザ入院医療機関	○初度設備費（基準額：133,000円） ○人工呼吸器（基準額：2,221,000円） ○個人防護具（基準額：3,600円） ○簡易陰圧装置（基準額：4,320,000円） ○簡易ベッド（基準額：51,400円）	1/2	間接補助（都道府県） ※国から都道府県に対する補助事業であり、都道府県	整備継続中
2 感染症外来協力医療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機（基準額：905,000円） ○HEPAフィルター付パーティション（基準額：205,000円） ○個人防護具（基準額：3,600円）		が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることができない。	未整備

○ 平成 26 年度からの補助執行状況

帰国者・接触者外来設置協力医療機関 11 施設のうち 9 施設へ補助。

補助年度	内訳
平成 26 年度	人工呼吸器 5 台
平成 27 年度	人工呼吸器 3 台
平成 28 年度	人工呼吸器 2 台 簡易陰圧装置 1 台
平成 29 年度	人工呼吸器 2 台
平成 30 年度	簡易陰圧装置 1 台
合計	人工呼吸器 12 台 簡易陰圧装置 2 台

この要望文の担当課／健康福祉局保健所感染症対策課 TEL 044-200-2446

鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する 財政措置について

■ 要望事項

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業（エレベーター、ホームドア及び可動式ホーム柵）に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要望の背景

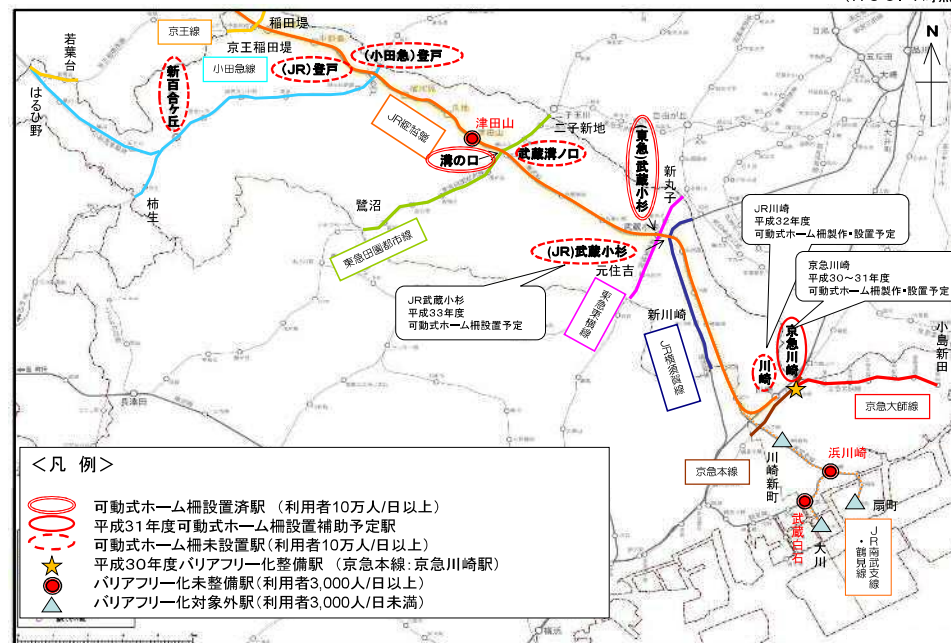
- バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成23年3月に改正され、1日あたりの利用者数が3千人以上のすべての駅舎について、原則として平成32年度までにエレベーター等の設置によるバリアフリー化整備を図ることが求められています。
- 国土交通省「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめにおいて、引き続き、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅を優先してホームドアの整備を進めていくこととし、さらに、当該駅のうち、整備条件を満たしている駅については、内方線付き点状ブロックではなく、ホームドアを整備することが求められています。
- 本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に生活できる都市の実現を目指す「福祉のまちづくり」の一環として、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設や可動式ホーム柵の整備に対して補助を行っています。
- 急速な少子高齢化の進展やバリアフリーに対する関心の高まり等の状況に対応するため、今後とも、「福祉のまちづくり」を推進してまいりますので、県におきましても、引き続き財政措置をお願いします。

■ 効果等

- 鉄道駅のバリアフリー化により、「障害者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備」という神奈川県全体の整備方針に寄与するとともに、すべての住民が安心して快適な生活を享受できる「福祉のまちづくり」を推進することができます。

＜鉄道駅のバリアフリー整備状況（川崎市内）＞

（H30.4時点）



＜民間鉄道事業者によるバリアフリー化整備事業の予定＞

対象	平成31年度	平成32年度	平成33年度
京急川崎駅 (京急本線 4面)	可動式ホーム柵設置 県：補助率1/12 補助額 57,500千円 市：補助率1/12 補助額 57,500千円		
川崎駅 (JR京浜東北線 2面)	鉄道事業者との協議	可動式ホーム柵 製作・設置	
武蔵小杉駅 (JR南武線 2面)	鉄道事業者との協議	可動式ホーム柵 製作	可動式ホーム柵 設置

この要望文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3549

住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

■ 要望事項

住宅・建築物の耐震化による総合的な耐震対策の充実強化を図るため、住宅及び沿道建築物等の耐震対策への継続的かつ十分な財政措置等を講ずること。

■ 要望の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまでも耐震対策の制度拡充に努めてきました。
- 今後も、まち全体の総合的な耐震化に向けて、住宅・建築物の耐震性を向上させるために、継続的かつ十分な財政措置のほか、現在、補助対象用途としている住宅及び大規模な学校や病院等以外の商業施設や事務所等についても補助対象とするなど、制度の拡充が求められています。

■ 費用

- 平成31年度事業費 約2.6億円（県費 約0.5億円）
 - ・ 住宅耐震化事業 約1.1億円（県費 約0.3億円）
 - ・ 沿道建築物耐震化事業 約1.5億円（県費 約0.2億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性向上による安全性の確保

住宅・建築物の耐震対策事業

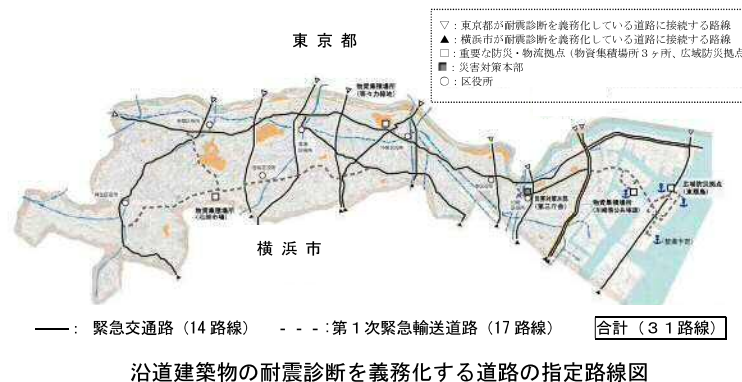
建築物の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

■住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を平成32年度末までに95%とする。
（平成29年度末の耐震化率 住宅：92.8% 特定建築物：93.1%）

主な取組

- ・ 木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策
- ・ 耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



住宅・建築物の耐震対策 実績

- 木造住宅耐震診断士派遣制度 : 平成17年度から累計4,431件
- 木造住宅耐震改修助成制度 : 平成17年度から累計810件

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要望文の担当課/まちづくり局指導部建築管理課 TEL 044-200-3017

地籍調査事業の推進について

■ 要望事項

平成31年度地籍調査事業における一筆地調査実施地区、閲覧工程実施地区及び事前調査実施地区について必要な財政措置を講ずるとともに、進捗率を向上させるため、県・市が連携して事業の改善に取り組むこと。

■ 要望の背景

- 本市では、昭和59年度に麻生区の黒川地区から地籍調査事業を開始しています。麻生区内の調査が概ね完了し、現在は多摩区内の調査を実施していますが、進捗率は、平成29年度末時点で全市面積の9.69%となっています。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されていることから、本市においても、調査の効率化を図り、事業を進捗していく必要があります。
- 地籍調査事業のさらなる推進のため、県地籍調査事業補助金の確保等、必要な財政措置が不可欠となっています。
- 現在、国土交通省では、平成32年度からの第7次国土調査事業十箇年計画の策定を進めており、進捗率向上を図るため、調査手法を見直し、必要となる法改正を予定しています。
- 県下市町村の進捗率が低迷していることから、進捗率を向上させるため、県・市が連携して新たな地籍調査手法の検討を行うなど、事業の改善に取り組んでいくことが必要です。

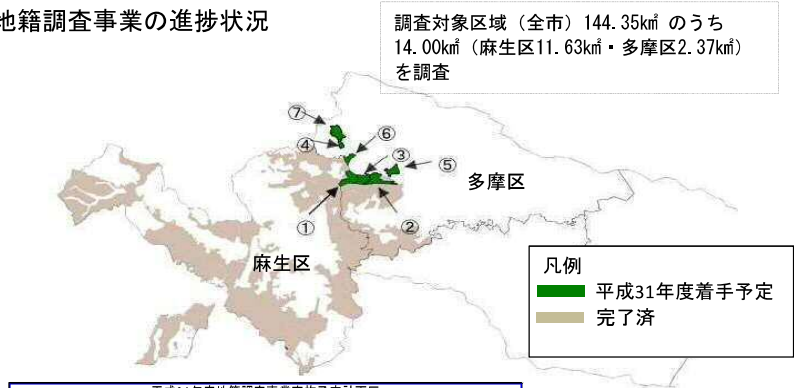
■ 要望額

- 平成31年度事業費 22,200千円（県費5,550千円）

■ 効果等

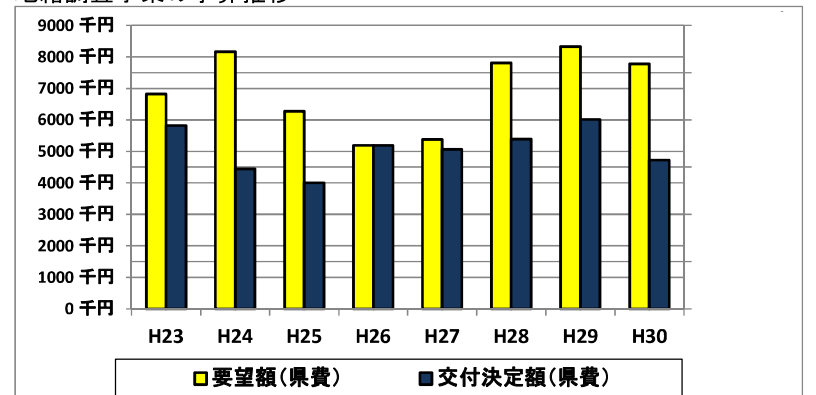
- 土地境界の復元の簡素化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画・用地測量の迅速化、固定資産税の課税適正化、災害からの復旧・復興の迅速化等

地籍調査事業の進捗状況



平成31年度地籍調査事業実施予定計画区			
計画区	調査区域	調査面積	工程
① 61計画区	多摩区長次2丁目の一部	0.10km ²	一筆地調査
② 62計画区	多摩区南生田6丁目の一部	0.10km ²	閲覧
③ 71計画区	多摩区西生田2丁目、寺尾台1丁目の各一部	0.07km ²	閲覧
④ 72計画区	多摩区西生田2丁目、生田6丁目の各一部	0.02km ²	閲覧
⑤ 91計画区	多摩区西生田1丁目の一部	0.07km ²	事前調査
⑥ 92計画区	多摩区菅仙谷3丁目の一部	0.04km ²	事前調査
⑦ 93計画区	多摩区生田6丁目、寺尾台1丁目の各一部	0.09km ²	事前調査

地籍調査事業の予算推移



平成32年度から第7次十箇年計画（計画期間：H32～41）が実施
都市部における効率的な手法・地域ごとの課題に即応する段階的の地籍整備の検討

地籍調査事業のさらなる事業進捗のため、新たな地籍調査手法の検討や、
県地籍調査事業補助金の確保等、必要な財政措置が不可欠

この要望文の担当課／建設緑政局道路管理部管理課地籍担当 TEL 044-200-2852

五反田川放水路整備事業について

■ 要望事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要望の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及びニヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流のニヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道幅や掘削による河道改修が困難な状況となっております。このため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めており、現在、暫定供用による整備効果の早期発現を目指しております。

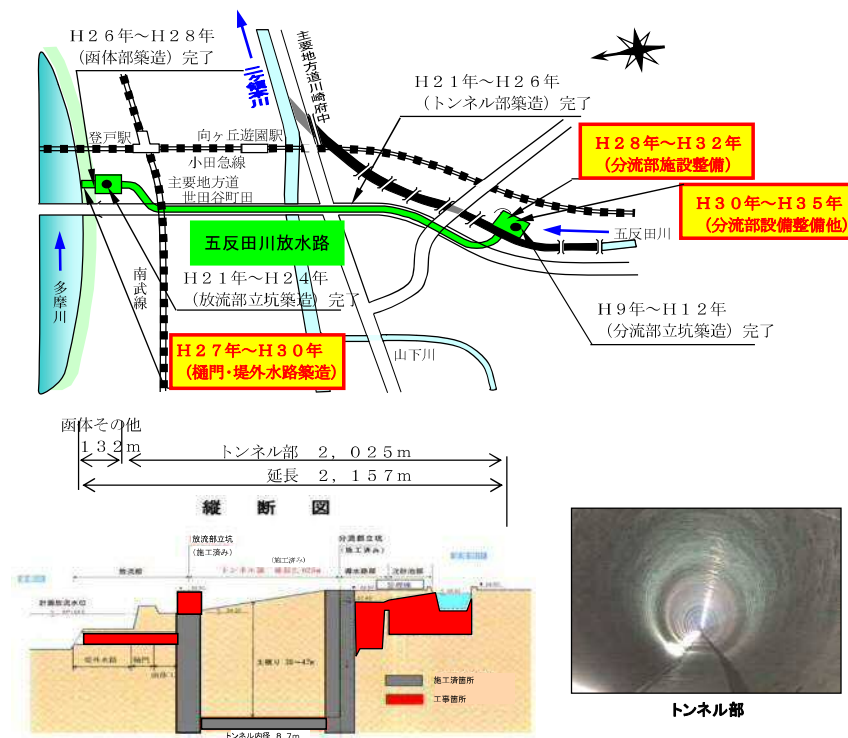
■ 費用

- 総事業費 約300億円（国費 約85.9億円 県費 約85.9億円）
- 平成31年度計画事業費 約17.3億円
（国費 約4.4億円 県費 約4.4億円）

■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及びニヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成35年度（平成31年度から暫定供用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長2,157m
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
計画高水流量 150m³/秒
- 今後の事業費の見込み

単位：億円

事業費	補助	国費 県費 市費 小計	H27年度	H28年度	H29年度		H30年度	暫定供用				完成		合計
			まで		当初	補正	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度			
			51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	3.9	85.9
			51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	3.9	85.9
			51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	3.9	85.9
			155.4	13.2	9.9	4.2	10.5	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	11.7	257.7
		単独	20.7	0.5	2.0		2.7	4.1	3.3	2.6	2.8	3.0		41.7
		合計	176.1	13.7	16.1		13.2	17.3	16.5	15.8	16.0	14.7		299.4

この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL. 044-200-2906

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

■ 要望事項

河川の治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設や、現行制度の要件緩和について、県・市で連携して、国に対し働きかけること。

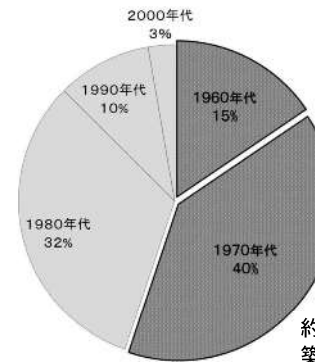
■ 要望の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約6割が、改修後概ね40年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都直下地震や東海地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局部的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
 - 本市では、年間約2億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくためには、新たな財政措置が必要です。
 - 平成30年度から、河川管理施設の長寿命化を図る事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象となったところですが、老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
 - 本市での老朽化等の顕著な事例として、県管理の一級河川であり、本市が協定により施工を行っている平瀬川において、護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性等の機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施しています。
- ## ■ 効果等
- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川



〔河川整備経過年数〕



約6割(約21km)が築40年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の目違い



護岸背面部の空洞

〔一級河川平瀬川の護岸更新について〕



パラベットのズレ(最大10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

治水安全性確保のため施設更新を実施



鋼管護岸へ更新中【市費にて対応】

この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

消防ヘリコプターに係る財政措置について

■ 要望事項

本市消防ヘリコプターは、県内の広域応援活動に従事しており、県下市町村への持続的な応援体制を確保するため、航空隊の運営に係る経費に対して応分の負担をすること。

■ 要望の背景

- 本市が所有する消防ヘリコプターは、神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領により、県内市町村の要請に応じ、横浜地区、県央地区及び湘南地区の一部（11市町村）を応援担当区域として、主に山岳部における救助事案に対して応援活動をしています。
- 本市は消防ヘリコプターによる安定的な災害対応を図るため2機を保有しており、1機は平成27年度に運航能力の高い、大型化した機体に更新しました。
これにより、航続距離の延長、輸送力、救助能力及び情報収集能力の向上が図られ、市域外での応援活動についても一層の活躍が期待される場所です。
- 一方で、安全運航等を確保するために大型化した1機も含め、2機の機体の点検整備を確実に実施し、消防ヘリコプターにおける消防・救助・救急活動の365日24時間の運航体制を確保するため、適切に整備や維持管理をする必要があります。
- これらの整備・維持管理には多額の費用が必要であります、消防ヘリコプターの維持管理等に関しては国庫補助等もないため、本市の大きな負担となっております。
- 平成28年度から、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金が交付されることになりましたが、上限が3千万円にとどまっているため、依然として本市の財政に大きな負担となっております。

■ 要望額

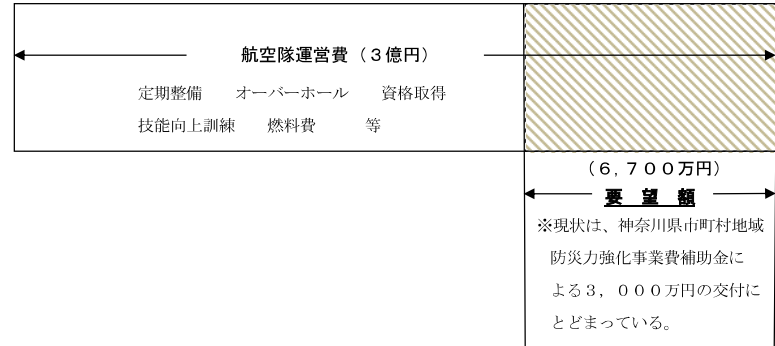
- 約6,700万円（本市航空隊運営費約3億円のうち県内応援分）
※平成29年度実績額及び平成30年度・31年度計画額の平均額
※神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を含む要望金額

■ 効果等

- 365日運航体制を確保し、広域応援体制を安定的に維持することにより、市内及び市域外の住民の安全安心の向上を図ることができます。

◆ 要望額の積算の考え方

航空隊運営費について、年間飛行時間実績における応援飛行時間実績及び県内広域応援訓練等飛行時間実績の割合で按分したものを。



$$\text{要望額} = \frac{\text{応援飛行時間実績} + \text{県内広域応援訓練等飛行時間実績}}{\text{年間飛行時間実績}} \times \text{航空隊運営費}$$

◆ 平成29年度県内活動実績

<広域応援出場>

	災害種別	出場隊	活動年月日	場 所
1	救助	そよかぜ1	5月4日	清川村煤ヶ谷三峰山
2	救助	そよかぜ2	6月17日	伊勢原市大山
3	救助	そよかぜ2	10月8日	愛川町半原仏果山
4	救助	そよかぜ2	10月9日	伊勢原市大山
5	救助	そよかぜ2	10月23日	相模原市緑区相模湖
6	救助	そよかぜ1	11月17日	伊勢原市大山
7	救助	そよかぜ2	12月5日	伊勢原市大山
8	救助	そよかぜ1	12月12日	厚木市七沢鐘ヶ岳
9	救助	そよかぜ2	12月14日	伊勢原市大山
10	救助	そよかぜ2	3月14日	伊勢原市大山

<広域応援訓練等>

- ・ 訓練実績 51回（県下広域応援訓練及び航空救助訓練）
※ 調査飛行は除く
- ・ 実施場所 相模原市、厚木市、秦野市、大和市、座間市、愛川町、藤沢市、海老名市等

この要望文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512
消防局警防部航空隊 TEL 03-3522-0119

特別支援学校志望者の受入れ枠の拡充 及び施設等の老朽化対策について

■ 要望事項

- 1 特別支援学校の過大規模化が進行する川崎市域において、特別支援学校の新設や既存校の増改築による特別支援学校志望者の受入れ枠を拡充すること。
- 2 施設等には老朽化の著しいものもあることから、早期に対策を取ること。

■ 要望の背景

- 県においては、障害のあるなしにかかわらず、できるだけ同じ場で共に学び共に育つインクルーシブ教育を推進しています。本市においては、県下市町村でいち早く全ての公立小中学校に特別支援学級を設置し、児童生徒が適切な学びの場で学ぶことができるよう、非常勤講師の配置等の措置を含めて受け入れる体制を構築するとともに、児童支援コーディネーターを専任化し、通常の学級の中での支援体制強化にも取り組んできたところです。
- しかしながら、近年、知的障害のある児童生徒の増加等により、川崎市域の特別支援学校は過大規模化が進行しています。特に、人口が増加している幸区、中原区域において顕著であり、また市立小中学校特別支援学級在籍児童生徒の増加により、特別支援学校高等部の志望者が増加しています。
- 本市としては、市立中央支援学校高等部分教室新設（平成23年度）や市立田島支援学校再編整備（平成26年度）、市立中央支援学校高等部分教室の改修（平成28年度）、さくら小学校の重複障害児の学級を田島支援学校の小学部分教室への改編（平成30年度）等により、良好な教育環境を確保するとともに、特別支援学校志望者の受入れ枠の拡充に努めてきました。
- 県においても、県立高校内に高等部分教室を設置するなどの対応をしてきましたが、文部科学省通知「特別支援学校における教室不足の解消について」によると、平成28年10月1日現在の公立特別支援学校における教室不足数は神奈川県が全国で最も多く、余裕教室の活用等による受入れ枠の拡充は困難な状況と言えます。
- 今後も想定される児童生徒の増加に対応するため、特別支援学校の設置義務者である県（学校教育法第80条）による、川崎市域における高等部のある特別支援学校の新設や既存校の増改築等による受入れ枠拡充が必要です。平成32年4月開校予定の横浜北部方面特別支援学校（仮称）の設置により、本市北部では一定の改善が見込まれますが、課題の全面的解消が見込まれる程とは思えません。
- また、県立中原養護学校の校舎は築40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。耐震改修に着手し、平成35年度までに完了予定とのことですが、本市としては在籍する市民の安全で快適な教育環境を確保するために早急な対応を要望します。また、この対応と併せ、増改築等による受入れ枠拡充を強く要望します。

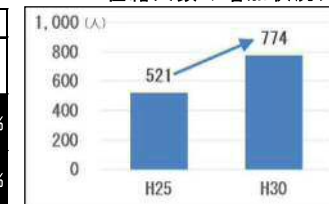
＜特別支援学校の配置図（平成30年5月1日現在）＞



＜特別支援教育対象児童生徒の
全国平均との比較＞

	川崎市(H30.5)	全国(H29.5)
義務教育段階の児童生徒数	約10万3千人	約998万人
特別支援学校在籍者数	約400人 0.38%	約7万2千人 0.7%
特別支援学級在籍者数	約2500人 2.4%	約23万6千人 2.4%

＜小学校特別支援学級「知的」
在籍人数の増加状況＞



＜市内の特別支援学校・市立小中学校特別支援学級在籍児童生徒数の推移＞



この要望文の担当課／教育委員会事務局学校教育部指導課 TEL 044-200-0365

学費補助金及び緊急支援補助金の拡充について

■ 要望事項

- 1 神奈川県内の私立高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程の入学金・授業料の軽減を図る学費補助金及び授業料の軽減を図る緊急支援補助金の対象者を、県外校の在学者まで拡大すること。
- 2 また、同補助金につき、保護者に対する助成の一層の充実を図るとともに、国へも働きかけを行うこと。

■ 要望の背景

○ 現在、国の高等学校等就学支援金を補完する制度として、神奈川県は、私立高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程（以下、「私立高等学校等」という。）の入学金・授業料の軽減を図る学費補助金による補助を行っています。この制度は、神奈川県内の私立高等学校等への在学者を対象として、年収約 590 万円未満までの世帯に対して、国と県の補助を合わせて年額 43 万 2 千円を上限とした補助金を支給するものです。

本市から、神奈川県外の私立高等学校等に進学する生徒の割合は、右ページ「1 公立中学校卒業者の進路状況」のとおり、神奈川県全体の県外私学進学者に比べて高く推移している状況ですが、神奈川県外の私立高等学校等への進学者はこの制度の対象ではないため、在学中は高等学校等就学支援金のみが支給されています。

- また、主たる生計維持者である保護者に家計急変事由が生じた場合に、授業料の補助を行う緊急支援補助金についても、学費補助金と同様に、神奈川県外の私立高等学校等への在学者は対象ではありません。
- このため、神奈川県外の私立高等学校等の在学者については、神奈川県内の私立高等学校等の在学者に比べ、保護者の経済的負担が大きい状況となっています。

■ 効果等

○ 神奈川県内の私立高等学校等の在学者との学費支援の格差をなくすことで、神奈川県外の私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対して、充実した修学支援を行うことができるようになります。

また、所得区分を拡充することにより、私立高等学校等に在学する生徒の保護者の教育費負担がこれまで以上に軽減されます。

1 公立中学校卒業者の進路状況

(1) 神奈川県内

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
県外私学 (全日制高等学校)	5,380 人 (7.7%)	5,210 人 (7.4%)	5,051 人 (7.2%)

(2) 川崎市内

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
県外私学 (全日制高等学校)	2,200 人 (23.5%)	2,203 人 (22.5%)	2,061 人 (21.1%)

2 国、県の制度について

(1) 高等学校等就学支援金（国の制度）

高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、生徒の授業料に充てる費用を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

(2) 私立高等学校等生徒学費補助金（県の制度）

県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ神奈川県内設置の学校に在学する生徒が対象です。

所得区分（年収の目安）	(1) 高等学校等 就学支援金	(2) 学費 補助金	授業料 補助計 (1)+(2)	(2) 学費 補助金
	授業料補助	授業料補助		入学金補助 (初年度)
区分 1（生活保護世帯）			432,000 円	100,000 円
区分 2(約 250 万円未満)	297,000 円	135,000 円		
区分 3(約 350 万円未満)	237,600 円	194,400 円		
区分 4(約 590 万円未満)	178,200 円	253,800 円		
区分 5(約 750 万円未満)	118,800 円	74,400 円	193,200 円	
区分 6(約 910 万円未満)		対象外	118,800 円	対象外

(3) 私立学校生徒学費緊急支援補助金（県の制度）

主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の家計急変事由が生じた場合に、授業料を補助する制度です。

生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ神奈川県内設置の学校に在学する生徒が対象です。

この要望文の担当課／こども未来局総務部企画課 TEL. 044-200-2234
教育委員会事務局総務部学事課 TEL. 044-200-3267

キングスカイフロント等の拠点形成を推進する 羽田連絡道路と臨海部地域の交通ネットワーク基盤 の強化を図る国道357号の整備について

■ 要望事項

- 1 羽田連絡道路については、2020年までの完成に向け、「羽田連絡道路整備特別補助金」に基づき、引き続き必要な財政措置を講ずること。
- 2 多摩川トンネルをはじめとする国道357号の整備には膨大な事業費が見込まれることから、県域における広域的なネットワークとしての意義を踏まえ、財政面における支援などを行うこと。

■ 要望の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。本市としても川崎臨海部の発展を持続的なものにするために目指す将来像として「臨海部ビジョン」を平成30年3月に策定し、今後取り組むべき方向性を基本戦略として取りまとめ、その中でも発展を支える戦略として、「交通機能の強化」を位置付けております。
- また、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められております。
- さらに、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントでは、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の指定を受け、産業の国際競争力強化と国際的な経済活動の拠点形成を進める中核を担うエリアとして、研究機関、企業等の集積が進み、県においてもライフイノベーションセンターが整備されております。
- このような中、多摩川兩岸のキングスカイフロントと羽田空港跡地地区の連携を強化し、羽田空港を中心とした一体的な拠点形成を加速させるとともに、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について、関係者間で合意が図られました。
- 羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、2020年の完成を目指して鋭意、工事を進めており、着実な整備の推進に向けて、引き続き、財政措置が必要で

- 国道357号は、東京湾に隣接する各都市を連絡し、首都圏の経済活動を支え、神奈川県を持続的な発展に大きく貢献する重要な幹線道路であり、多摩川トンネルについては、現在、トンネル工事に向けたトンネル及び道路の設計や関係機関との協議などが実施されています。
- 本路線は、首都圏の広域交通ネットワークを形成し、神奈川県下に効果が広く及ぶことから整備を進めていく必要がありますが、整備には莫大な事業費も見込まれる中、整備促進に向けても羽田連絡道路同様に財政面における支援などが必要です。



この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部 TEL 044-200-2547

広域鉄道ネットワークの機能強化について

■ 要望事項

広域鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

■ 要望の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道等への転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークや駅施設の機能強化が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部は、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、平成30年3月に「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しております。
- 武蔵小杉をはじめとした本市内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれており、JR南武線を始めとして、現在でも激しく混雑している各鉄道路線・駅の状況が一層悪化する事が想定されていることなどから、本市では、総合都市交通計画の中で、早期にJR南武線の輸送サービスの改善・長編成化等の既存路線における機能強化に取り組むとともに、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- 別図に示す各路線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの機能強化を通じ、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。横浜市営地下鉄3号線延伸については、早期の事業化を目指し、横浜市と連携しながら検討を進めています。

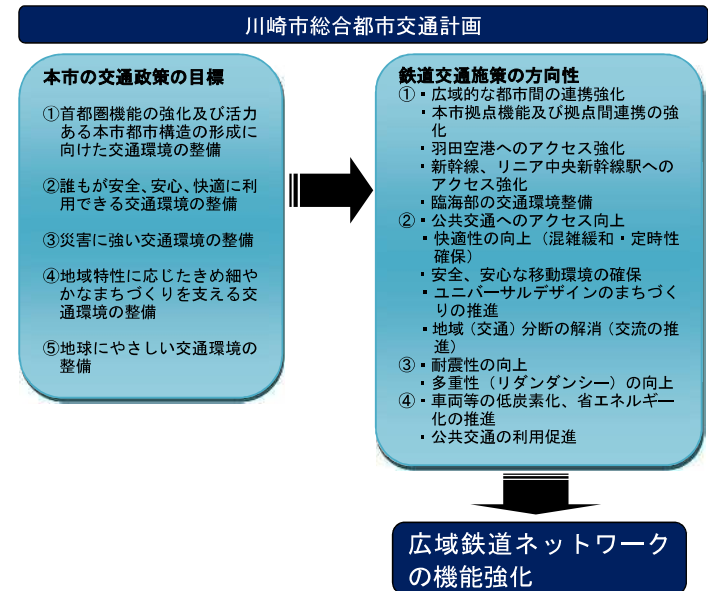
■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

鉄道ネットワーク機能強化の取組



[広域鉄道ネットワークの機能強化]



この要請文の担当課 / まちづくり局交通政策室 TEL. 044-200-3549

拠点地区等の整備について

■ 要望事項

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、事業の進捗に応じた財政措置を継続するとともに、新たに実施する地区についても財政措置を講ずること。

■ 要望の背景

- 本市は、「広域調和・地域連携型」都市構造の構築をめざし、市外の隣接都市拠点との適切な機能分担や地理的条件、交通機能等を踏まえ、民間活力を活かした個性と魅力にあふれた広域拠点の形成や、市内主要ターミナル駅を中心に商業・業務機能の充実を図り、活力とうるおいのある地域生活拠点の形成を推進しています。
- これらのまちづくりを実現するためには、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を活用し、土地利用の共同化や高度化によって地域に必要な都市基盤の整備や都市機能の集積を図るとともに、施設等の更新機会を的確に捉え、耐震化や防災機能の確保など、地区の防災力を向上させることが重要です。
- こうした取組を推進することにより、新たに実施する地区についても、活力あるまちづくり及び県民生活の安全安心や質の向上に資するとともに、県の税収増加にも寄与することから、補助対象とするなどの財政措置を要望します。

■ 要望額

(単位：億円)

事業名及び地区名	平成31年度計画事業費	県負担額	着手年度	完了年度
合計	約22.1	約8.6	-	-
市街地再開発事業関連	約21.9	約8.5	-	-
小杉町3丁目東地区	約21.9	約8.5	H25	H32
優良建築物等整備事業関連	約0.2	約0.1	-	-
戸手4丁目北地区	0	0	H26	H38
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	約0.2	約0.1	H30	H33
京急川崎駅西街区	0	0	H29	H38

■ 効果等

- 道路や公開空地、防災機能の整備など県民生活の利便性及び安全性向上が図られるとともに、環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成が図られます。また、県の税収の増加も見込まれます。

市街地再開発事業
【武蔵小杉駅周辺】
【鷺沼駅前地区】
【柿生駅前南地区】

優良建築物等整備事業
【戸手4丁目北地区】
【川崎駅北口地区第2街区10番館ビル】
【京急川崎駅西街区】



■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

事業名称	H32 計画		H33 計画	
	計画事業費	県負担額	計画事業費	県負担額
合計	約5.8	約2.4	約9.4	約4.8
市街地再開発事業関連	約4.6	約1.8	約8.3	約4.2
小杉町3丁目東地区	約3.5	約1.3	0	0
鷺沼駅前地区	約0.4	約0.2	約2.6	約1.3
柿生駅前南地区	約0.7	約0.3	約5.7	約2.9
優良建築物等整備事業関連	約1.2	約0.6	約1.1	約0.6
戸手4丁目北地区	0	0	0	0
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	約0.2	約0.1	約0.2	約0.1
京急川崎駅西街区	約1.0	約0.5	約0.9	約0.5

この要望書の担当課/まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3009
まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2752-3038

平成 31 年度
県の予算編成に対する要望書

平成 30 年 10 月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183

